

代理店研修会資料

S O M P O ひまわり生命 コンプライアンス部

CHECK!!

乗換時に、お客様の不利益となるべき事実を説明して、ご理解いただいていますか？

「最近の不祥事件から（乗換契約で告知義務違反が発生！）

お客様⇒ 募集人から不利益事項の説明は無かった。

前契約の継続と思っていた！

募集人⇒

保障がよくなるため、不利益はないと思い、不利益事項を説明しなかった…

募集人⇒

医療保険のバージョンアップなので、保障の充実だけ説明した…

どうして説明していないの？

- 契約者は二度目の乗換だったので、乗換のことはわかっているはずと思っていた。
- 既契約の解約手続きもしているので、契約者は新契約であることをわかっているはずだと思っていた。
- 契約者が仕事で忙しく急いでいたので、申し訳なく思い10分ほどで手続きをした。
- 既存契約のバージョンアップ（保障機能のアップ）と説明している。勝手に不利益なことはないと思っていた。

既契約(自社・他社を問わず)の乗換募集の際は

<不利益となる例>

・責任開始期前発病に該当する場合、給付金等は支払われません。また新規契約と同様、あらためてありのままを告知いただく必要があります。

・がん診断給付特約、がん外来治療給付特約などを付加した医療保険(2014)に申込みいただく場合は、がんに対する保障開始は保険期間の始期から(その日を含めて)91日目となります。

・医療保険(2014)の手術給付金では、医療保険(08)と異なり、支払の対象外※となつたり倍率が下がるケースがあります。
※埋伏歯の抜歯術など



「保険のことはわかっているから」「乗換経験があるから」「長い付き合いで親しいから」「解約手続きしたから」との思い込みや慢心は厳禁です！

お客様は既契約の継続と思いがち。ですから新たに告知しなければならないとの思いも薄れがちです。とくに高年齢のお客さまに対しては、複数回の面談などで、より丁寧な説明と理解されたかどうかの確認は、必須です。

また不利益事項だけでなく、不利益となる保障内容などの相違点もしっかり説明しましょう。

不当な乗換契約「契約者・被保険者に対し、不利益となるべき事実を告げずに乗換募集を行ったとき」

⇒**不祥事件**(保険業法第300条1項4号違反)として当局に届出

募集人：登録抹消、代理店：募集手数料削減支払5%1か月
(状況により加重される場合もある)の処分に加えて、各種表彰制度・支援策等の入賞欠格となる可能性があります。

